災害に係る業務継続計画

1. 総則
2. 目的

本計画は、災害が発生した場合においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

1. 基本方針

本計画に関する基本方針を以下の通りする。

* 1. 入所者の安全確保：入所者は迅速な避難、十分な安全確認が低い可能性があり、災害が発生した場合、深刻な被害が生じ、生活に支障をきたす可能性があることに留意して、災害対策に努める。
	2. サービスの継続：入所者の健康・身体・生命を守る機能を維持するために、災害が発生した際でも安心して生活できる場を確保する。
	3. 職員の安全確保：職員の生命や生活を維持しつつ、災害の際に迅速かつ適切な対応がとれるよう努める。
1. 主管部門

本計画の主管部門はエイド・サポートグループホームとする。

1. 平常時の対応
2. 建物、設備の安全対策
	1. 人が常駐する場所の耐震措置

新耐震基準が制定された1981年以前の建物かの確認

* 1. 設備の耐震措置

設備の転倒、転落、破損の防止措置の検討

* 1. 建物や設備類が浸水する危険性の確認と検討
1. 電気がとまった場合の対策
	1. 被災時に稼働させるべき設備を把握する
	2. 電気の確保策、代替策の立案と対応策の検討
2. ガスが止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と代替策の立案

1. 水道が止まった場合の対策

飲料水、生活用水の分別、確保策、削減策の立案

1. 通信が麻痺した場合の対策
	1. 被災時に施設内実際に使用できる方法について、使用可能台数、バッテリー容量や使用方法を検討する
	2. 利用者家族や職員、関係機関などの緊急連絡網の整備
2. システムが停止した場合の対策
	1. 電力供給停止などによりサーバー等がダウンした場合の対策の立案
	2. 浸水リスクが想定される場合はサーバーの設置場所を検討する
	3. データ類の喪失に備えて、バックアップ等の方策を検討する
3. 衛生面（トイレ等）の対策

利用者、職員双方のトイレ対策や汚物の処理方法を検討する

1. 必要品の備蓄
	1. 被災時に必要な備品リストに整理し、計画的に備蓄する
	2. 行政支援開始の目安である、被災地3日目まで、自力で業務継続するための備蓄の準備
	3. 備蓄品の賞味期限、使用期限の定期的なチェックと補充作業を行う
2. 資金手当て

被災時に備えた資金手当て（または火災保険など）や緊急時に備えた手元資金の準備

災害に係る業務継続計画を受けての検討案

（建物、設備の安全対策）

・常時、建物や設備をチェックし、故障や修繕箇所があればその都度報告する。

・地震、台風、大雨、落雷、雪などの自然災害時には被害がないかチェックする。

・地震などによる設備や物品の転倒リスクがないか検討する。

（電気が止まった場合）

・被災時に個別の電気の状況を確認する。

・すべて停止した場合、最低限生活するために必要な電力の種類をリストアップする。

・明かり確保の為、各ホームは懐中電灯を常備しておく。

（ガスが止まった場合）

・カセットコンロを準備する。

・電気ケトルを準備する。

（水道が止まった場合）

・飲料水を準備する。

・生活用水確保の為に浴槽の水は入浴前まで流さない。

・公共の水道使用場所を把握しておく。

（通信が麻痺した場合）

・職員の携帯電話以外に施設にも固定電話を設置し、回線を分けておく。

・完全に連絡手段が停止した場合は、連絡が取れるまで待機する。

→待機もできず緊急避難段階であれば、集合場所を決めておく。

・災害時用に整備されている無料の公衆Wi-Fiサービスを利用する。

→00000JAPANなど

（衛生面）

・トイレが使用できない場合に備えて、簡易トイレを準備しておく。

・公共や近隣の使用できる公衆トイレを把握しておく。

・汚物の処理方法を検討しておく。

→排泄物処理方法の資料参照

1. 緊急時の対応
2. ＢＣＰ発動基準

地震の場合、水害の場合等に分けてＢＣＰを発動する基準の立案

地震・・・船橋市内において警戒レベル３以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、管理者が必要と判断した場合、管理者の指示によりＢＣＰを発動し、対策本部を設置する。

水害・・・船橋市内において警戒レベル３以上の水害が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、管理者が必要と判断した場合、管理者の指示によりＢＣＰを発動し、対策本部を設置する。

1. 行動基準

災害発生時の職員個人の行動基準の策定

* 1. 日常時・・・日常点検、訓練、見直し
	2. 直後・・・命を守る行動、安全確保
	3. 当日・・・二次災害対応、被害状況の確認
	4. 体制確保後・・・情報収集、支援体制確保、情報共有、連携、情報発信
	5. 体制回復後・・・通常営業、復旧作業
	6. 完全復旧後・・・評価、反省、見直し、備蓄の補充
1. 対応体制

対応体制や各班の役割、代替者を含めたメンバーの検討

* 1. 地震防災活動隊長・・・管理者（サービス管理責任者）
	2. 情報班・・・管理者（サービス管理責任者）
	3. 消化班・・・担当世話人
	4. 応急物資班・・・サービス管理責任者（本社事務）
	5. 安全指導班・・・世話人相談係
1. 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所の策定

* 1. 第1候補場所・・・きずなハウス
	2. 第2候補場所・・・マイルーム三山
	3. 第3候補場所・・・だいこく
1. 安否確認
	1. 利用者の安否確認方法の検討
	2. 非番を含む職員の安否確認方法を検討
2. 職員の参集基準

災害発生時の職員の参集基準と場所の選定

1. 施設内外での避難場所、避難方法の検討
	1. だいこく・・・船橋市立高郷小学校
	2. きずなハウス・・・田喜野井小学校
	3. 福ろうホーム・・・三山小学校
	4. マイルーム三山・・・三山小学校
	5. スタートホーム・・・田喜野井小学校
2. 重要業務の継続

災害発生からの時系列で優先する業務を選定しておく

1. 職員の管理

少しでも職員の負担が軽減できるよう職員の休憩、宿泊場所の確保や、代替サービスの提供、利用者分だけではなく、職員分の備蓄の準備を行う

1. 他施設との連携
2. 連携体制の構築
	1. 連携先との協議
	2. 地域ネットワークの構築
3. 連携対応
	1. 事前準備
	2. 利用者情報の整理
	3. 共同訓練の実施
4. 地域との連携
5. 被災時の職員の派遣

被害福祉支援ネットワークへの加入や災害派遣福祉チームへの職員登録

1. 福祉避難所の運営
	1. 福祉避難所の指定
	2. 福祉避難所の開設の事前準備

この計画は、令和4年10月1日から施行する。

この計画は、令和6年4月1日から施行する。